

# GaN 研究コンソーシアム規約

## (名称)

第1条 この組織は、GaN 研究コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

2 本コンソーシアムの英文名称は、Consortium for GaN Research and Applications とする。

## (目的)

第2条 本コンソーシアムは、我が国が世界をリードする GaN の研究ポテンシャルを核にして、次の各号に掲げる目標を実現するために活動することを目的とする。

- (1) 産学官による連携の下に、オープンイノベーションの拠点を名古屋地区に創設すること。
- (2) 革新的な知の創出から、橋渡し、社会実装までの一貫したプロセスを産学官で共創することにより、イノベーションエコシステムを確立すること。
- (3) ポスドク、博士課程及び修士課程の学生をはじめ、産学官の各セクターに所属する若手人材の積極的な参画を推進し、我が国の将来を担う研究者及び技術者の育成・研鑽の場とすること。

## (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外の GaN 研究開発に関する情報交換及び情報収集
- (2) GaN 研究に関するプロジェクトの実施運営
- (3) 研究開発成果の情報発信
- (4) 若手研究人材の育成
- (5) その他 GaN 研究の推進に必要な事業

## (構成)

第4条 本コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本コンソーシアムの活動に積極的に参画する法人及び団体並びに本コンソーシアムの目的に関連する領域の教育研究機関に在籍する教員・研究者で、本コンソーシアムへの入会を承認された者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項に規定する会員のうち、法人及び団体を法人会員とし、教員・研究者を個人会員とする。

3 会員は、その役割によって幹事会員又は一般会員に区分される。

## (幹事会員)

第5条 本コンソーシアムの運営責任を担う法人会員を、幹事会員とする。

2 幹事会員の定数は定めず、総会の承認を得て、入替え又は増減をすることができる。

3 本コンソーシアムの幹事会員は、以下のとおりとする。（五十音順）

- (1) 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
- (2) 住友電気工業株式会社
- (3) 太陽日酸株式会社
- (4) 学校法人トヨタ学園 豊田工業大学
- (5) トヨタ自動車株式会社
- (6) 国立大学法人 名古屋工業大学

- (7) 国立大学法人 名古屋大学
- (8) 国立研究開発法人 物質・材料研究機構
- (9) 国立大学法人 北海道大学
- (10) 学校法人 名城大学
- (11) 国立大学法人 山口大学

(一般会員)

第6条 幹事会員以外の会員を一般会員とする。

(入退会)

第7条 本コンソーシアムに入会しようとするときは、所定の入会申請書を提出しなければならない。

- 2 法人会員として入会を希望する機関は、第24条に規定する会費を納めなければならない。ただし、大学等が法人会員として入会する場合は、会費を免除することができる。
- 3 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、所定の退会申請書を提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、又は本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第9条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
- (2) 幹 事 定数は、総会の議により定める。

(役員を選任)

第10条 役員は、幹事会員に所属する者の中から、総会によって選出する。

(役員職務)

第11条 代表は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総括する。

- 2 幹事は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その役割を代行する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを解任することができる。この場合において、当該役員に所属する機関は、これに代替する者を遅滞なく推薦しなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 本規約への違反等、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 役員の所属する機関が前項第 2 号に類すると認められる場合は、総会の議を経て、当該機関に所属する役員を解任することができる。

(総会)

第 14 条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。ただし、必要に応じて、役員の上承を得て、会員以外の者を出席させることができる。

(総会の議事)

第 15 条 総会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 研究計画
- (2) 役員の選出及び解任
- (3) 会員の提出した事項
- (4) 決算の報告及び予算の審議
- (5) 本規約の改廃
- (6) その他総会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第 16 条 総会は、毎年 1 回、定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

- 2 総会は、役員が召集し、代表が議長を務めるものとする。

(運営幹事会)

第 17 条 本コンソーシアムの運営に関する事項を審議するため、運営幹事会を置く。

- 2 運営幹事会は、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、代表の上承を得て、役員以外の幹事会員に所属する者を出席させることができる。
- 3 運営幹事会は、随時開催する。

(運営幹事会の議事)

第 18 条 運営幹事会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 総会の決議事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) ワーキンググループの設置、変更の承認に関する事項
- (3) その他運営幹事会が本コンソーシアムの運営に必要と認めた事項

(ワーキンググループ)

第 19 条 運営幹事会は、本コンソーシアムの事業を円滑に行うため、特定の事項を検討するワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループ委員は、運営幹事会が会員の中から委嘱する。ただし、必要に応じて、会員以外から外部有識者を委嘱できるものとする。

(事務局)

第20条 本コンソーシアムの事務局は、名古屋市千種区不老町国立大学法人名古屋大学内に置く。

(事務局長)

第21条 本コンソーシアムの事務局に、事務局長1名を置く。

- 2 事務局長は、代表が指名する役員が兼務する。
- 3 事務局長の任期は、第12条の規定を準用する。

(最高諮問会議)

第22条 運営幹事会からの諮問に応じて、審議を行い、意見を答申する機関として、最高諮問会議を置く。

- 2 最高諮問会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第23条 本コンソーシアムの経費は、会員の負担する会費をもってこれに充てる。ただし、本コンソーシアムへの寄付金等を経費に充てることを妨げない。

- 2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第24条 本コンソーシアムの年会費は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 20万円(10月1日から翌年3月31日までに入会した場合、当該入会した年度は10万円)。ただし、大学等の場合は、無料とする。
  - (2) 個人会員 無料
- 2 会費は、原則、前会計年度内に納めなければならない。ただし、前項第1号括弧書きの規定に該当する場合は、この限りではない。
  - 3 既納の会費その他の拠出金品等は、返還しないものとする。

(秘密保持)

第25条 本コンソーシアムの会員(退会した会員及び除名された会員も含む。本条において以下同じ。)は、本コンソーシアムの存続期間中及び本コンソーシアムの解散後3年間において、本コンソーシアムの運営及び事業に関する事実、研究成果、資料及び情報並びに本コンソーシアムの運営及び事業に関して知り得た他の会員に関する事実、資料及び情報のうち秘密と明示的に特定されたもの(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、事前に運営幹事会及び当該秘密情報を開示した会員の書面による同意を得ることなく第三者に開示及び漏洩してはならない。口頭等の無形の情報については、当該開示の際に秘密である旨が表明され、開示の日から30日以内に秘密である情報の内容及び当該情報が秘密である旨が記載された書面が受領した会員に提出されることを、当該情報が秘密情報として扱われるための要件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受ける以前に公知であったか又は開示された後に自らの責によらず公知とな

った情報

- (2) 相手方から開示を受ける以前にすでに保有し、又は開示された後に秘密情報を利用することなく独自に知得したことが明らかな情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず正当に知得した情報
- (4) 開示者が第三者に対して、秘密保持の義務を負わせることなく開示した情報

2 本コンソーシアムの会員は、法令の定めに基づき権限ある官公署から開示を要求された場合は、速やかに他の会員にその旨を通知し、当該開示にあたっては秘密情報の開示及び使用を当該要求の目的の範囲内に制限するよう合理的な努力をしなければならず、法令上可能な範囲で秘密保持のための適切な措置を講じるものとする。また、当該要求による秘密情報の開示の結果、当該秘密情報が公知となる場合を除き、開示された秘密情報をさらに開示してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、本コンソーシアムの活動の中で、本コンソーシアムの会員間において秘密保持に関する別段の取り決めがなされた場合は、当該会員間においては当該別段の取り決めが優先される。

(知的財産取扱)

第26条 本コンソーシアムの活動の中で関連する知的財産の取扱いについては、別に規定する GaN 研究コンソーシアムの下で実施される研究プロジェクトに関する知的財産権取扱規程によるものとする。

(規約の改廃)

第27条 この規約の改廃は、総会で決定する。

(解散)

第28条 本コンソーシアムの解散は、会員総数の4分の3以上の賛成を得ることで行うことができる。

(その他)

第29条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、総会の議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立当初は、次に掲げる者を世話人とし、第17条の規定にかかわらず、設立後最初の総会で役員を決するまでの間、運営幹事会を構成するものとする。

安永 裕幸 (国立研究開発法人 産業技術総合研究所)

岩田 直高 (豊田工業大学)

江龍 修 (国立大学法人 名古屋工業大学)

財満 鎮明 (国立大学法人 名古屋大学)

小出 康夫 (国立研究開発法人 物質・材料研究機構)

上山 智 (名城大学)

- 3 本コンソーシアムの設立後最初の総会は、第16条第2項の規定に関わらず、前項に定める世話人

が招集し、議長は世話人の中から互選するものとする。

附 則

この規約は、平成 27 年 12 月 25 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 5 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

平成 年 月 日

## 入会申請書

GaN 研究コンソーシアム代表 殿

**【法人会員の場合】**

組織名

代表者氏名

印

**【個人会員の場合】**

氏 名

印

GaN 研究コンソーシアム規約に同意の上、下記のとおり、入会を申請します。

### 記

1. 会員区分 :  法人会員  個人会員
2. 会員情報
- 【法人会員の場合】**
- 入会事業者名 :
- 【個人会員の場合】**
- 入会者の氏名 :
- 所属 :
- 役職 :
- 連絡先 :
3. 事務担当者の氏名 :
- 所属 :
- 役職 :
- 連絡先 :
4. 入会日 : 平成 年 月 日

以上

※ 連絡先は、電話番号、E-mail アドレス等をご記入願います。

平成 年 月 日

## 退会申請書

GaN 研究コンソーシアム代表 殿

**【法人会員の場合】**

組織名

代表者氏名

印

**【個人会員の場合】**

氏 名

印

GaN 研究コンソーシアム規約第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり、退会を申請します。

### 記

1. 会員区分 :  法人会員  個人会員
2. 会員情報
- 【法人会員の場合】
- 会員事業者名 :
- 【個人会員の場合】
- 会員の氏名 :
- 所属 :
- 役職 :
- 連絡先 :
3. 事務担当者の氏名 :
- 所属 :
- 役職 :
- 連絡先 :
4. 退会日 : 平成 年 月 日

以上